

デジタルデポジットシステムの使用に係る博士論文の送信用 ID に関する規定

平成 25 年 12 月 24 日国図関西 1312116 号

改正 令和 4 年 5 月 12 日国図関西 2204254 号

(申請の手続)

- 1 国立国会図書館のデジタルデポジットシステム(以下「デジデポ」という。)を使用して、博士論文を国立国会図書館に送信しようとする大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「大学等」という。)は、送信用 ID 申請書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を国立国会図書館関西館長(以下「関西館長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 関西館長は、前項の承認をしたとき、承認を受けた大学等(以下「送信者」という。)が提出した送信用 ID 申請書に記載した事項についてシステムに記録する方法により登録し、当該送信者に対し、デジデポにアクセスするための ID 及びパスワードを記載した送信用 ID 通知書(電磁的記録を含む。)を交付するものとする。

(送信者の禁止事項)

- 3 送信者は、ID 及びパスワードについて適切に管理するものとし、送信者の職員以外に提供又は開示してはならない。
- 4 送信者は、博士論文の送信に当たり、次の行為を行ってはならない。
  - (1) ID 又はパスワードを不正に利用すること。
  - (2) デジデポの運用を阻害するような行為を行うこと。
  - (3) その他法令に違反する行為を行うこと。

(登録情報の変更等)

- 5 送信者は、第 1 項の送信用 ID 申請書に記載した事項(「担当者所属及び氏名」の項目を除く。)に変更が生じたとき又は第 2 項の登録の抹消若しくは同項のパスワードの再設定を求めようとするときは、速やかに登録情報変更等申請書(電磁的記録を含む。)を関西館長に提出するものとする。

(承認の取消し)

- 6 関西館長は、送信者がこの規定に違反したときは、第 1 項の承認を取り消すことができる。

(規定の変更)

- 7 関西館長は、この規定を変更したときは、送信者に通知するものとする。